

令和5年1月12日

各位

新型コロナウイルス感染者の公表にかかる今後のご案内方法について

当組合は、役職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合、ホームページにて感染状況等を公表してまいりました。

このような中、社会全体が感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めていることを踏まえ、今後は、業務継続に影響があるなど、必要があると判断される場合に限り、ホームページにてご案内いたします。

以上